

ゴルフ場利用税の存続・堅持

【担当省庁】 総務省

現状と課題

- ゴルフ場利用税は都道府県税ではあるが、税収の7割はゴルフ場所在市町村に交付されている。
- 奈良県では、ゴルフ場利用税の税収(R元 826百万円)のうち570百万円を8市3町2村に交付しており、ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対応するための財源となっている。
 - ＜ゴルフ場所在市町村特有の行政需要＞
 - ・ゴルフ場アクセス道路の維持管理、廃棄物処理、災害防止対策、環境対策など
 - ⇒これらの行政需要に対応するには、受益者であり一定の担税力を有すると認められるゴルフ場利用者に、相応の負担を求めるのが合理的。
- 地方税法上、教育活動として使用する場合、国民体育大会等のゴルフ競技に参加する選手、18歳未満の人や70歳以上の高齢者等に対しては非課税措置により必要な配慮がなされている。

アクセス道路の
維持管理



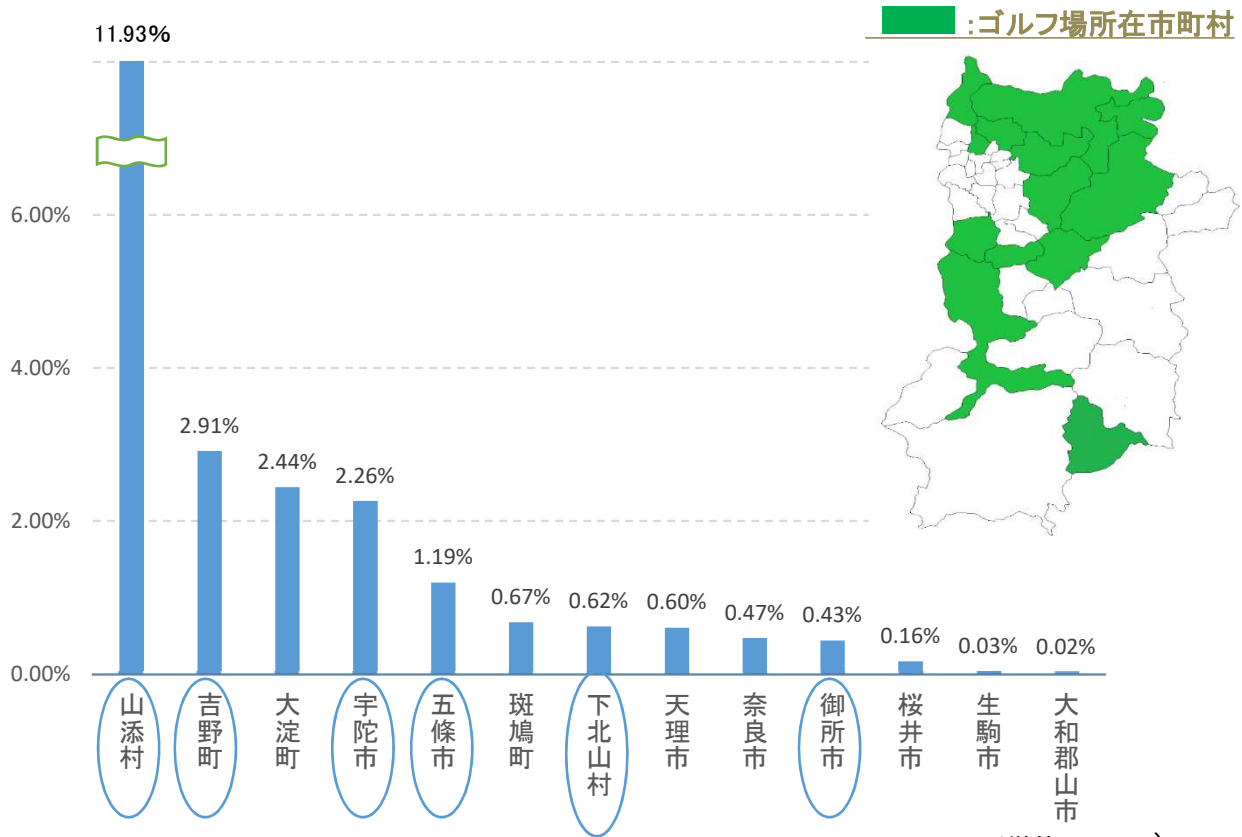
治水等の
災害防止対策



ごみ処理



令和元年度 ゴルフ場利用税交付金の地方税収に対する割合



(単位:百万円)

団体名	山添村	吉野町	大淀町	宇陀市	五條市	斑鳩町	下北山村	天理市	奈良市	御所市	桜井市	生駒市	大和郡山市
交付金	56	20	46	59	41	20	2	48	247	12	10	6	3
地方税収	471	702	1,879	2,629	3,440	2,997	247	7,929	52,936	2,848	6,324	17,051	12,287

※青色は過疎団体

国にお願いすること

○ゴルフ場利用税の存続・堅持

- ・ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対して、ゴルフ場利用者が相応の負担をすることは公平で合理的である。当税が廃止された場合、これらの費用を全て地域住民の税金により負担することとなる。
- ・本県では、特に自主的な財源の乏しい町村の貴重な財源となっていることから、その廃止は、当該市町村の財政運営に多大な影響を与えることになる。

【県担当部局】 知事公室市町村振興課、総務部税務課